

総 税 企 第 21 号
令和 3 年 2 月 15 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和 2 年分所得税の確定申告期間（令和 3 年 2 月 16 日から令和 3 年 3 月 15 日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、国税庁より申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和 3 年 4 月 15 日（木）まで延長する旨の発表がされ、総務省としても「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について」（令和 3 年 2 月 3 日付け総務省自治税務局企画課事務連絡）において適切な運営がなされるようお願いしたところですが、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき告示がされましたので、お知らせいたします。

地方税における申告期限等の延長については、国税における取扱いを踏まえ、公示により個人住民税等の申告期限（みなし申告とされているものを含む。）を延長するなど、各種書類の提出期限又は納付納入期限の延長について、引き続き適切に運営されるようご配慮願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課
担当：金谷係長、沼田事務官
電 話：03-5253-5658
F A X：03-5253-5659

国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき
国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件

国税庁告示第3号

国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第2項の規定に基づき、次に掲げる法令の規定(国税通則法(昭和37年法律第66号)第38条、第4章及び第8章並びに国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定を除く。)に基づき税務署長に対して申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付(その期限が令和3年2月2日から同年4月14日までの間に到来するものに限る。)をすべき個人が行うこれらの行為については、その期限を同月15日とする。

令和3年2月15日

国税庁長官 可部 哲生

- 一 所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税(復興特別所得税を含むものとし、源泉徴収による所得税及び復興特別所得税を除く。)に関する法令の規定(調書の提出に関する規定を除く。)
- 二 相続税法(昭和25年法律第73号)その他の贈与税に関する法令の規定のうち贈与税に係る部分(調書の提出に関する規定を除く。)
- 三 消費税法(昭和63年法律第108号)その他の消費税に関する法令の規定
- 四 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第5条第1項及び第6条の2第1項の規定